

2020 年度

自 己 点 検 評 価 書

2021 年 3 月

滋慶医療科学大学院大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	3
基準 1. 使命・目的等	3
基準 2. 学生	8
基準 3. 教育課程	1 8
基準 4. 教員・職員	2 5
基準 5. 経営・管理と財務	3 1
基準 6. 内部質保証	3 3
IV. 特記事項	3 6
社会貢献	3 6

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 滋慶医療科学大学院大学の建学の精神・基本理念

学校法人大阪滋慶学園の建学の精神は実学教育、人間教育、国際教育である。この基本方針のもと、滋慶医療科学大学院大学は専門医療職業人を職種横断的な医療安全・リスクマネジメントのスペシャリストにキャリアアップすることを目標として創立された。

### 2. 滋慶医療科学大学院大学が目指す大学像（大学の使命・目的）

本学は科学技術に支えられた医学・医療技術の進歩が人間に幸せをもたらし、人間の生命の存在状態を進化させ、また、医療の本質に存在する人文科学及び社会科学的要素の考究が人間の健康と安全の条件の向上に貢献するとの視点に立ち、本学園の教育理念である「高い職業実践力と豊かな人間性及び国際性の涵養」に基づき、人々の保健医療を守るため、高度の教育・研究を実践し、高い科学的かつ社会的水準をもとにすべての人々の健康と安全を希求する精神と知力を育成することを存立の目標とする。

具体的には医療事故防止と医療の質的管理、医療リスクマネジメント、新しい医療安全管理学、医療行政、医療経済学の真のリーダーを担うことのできる人材を育成することを目的とする。

### 3. 滋慶医療科学大学院大学の個性・特色

本学の個性・特色は以下のとおりである。

#### 1) 医療安全管理学及び医療安全管理学の分野としての医療経営管理学のスペシャリスト養成を目的とするわが国唯一の大学院大学（修士課程）

本学は、医療安全管理学及び医療安全管理学の分野としての医療経営管理学のスペシャリスト養成を目的とするわが国唯一の大学院大学（修士課程）として2011年4月に開学し、医療安全管理のリーダーとなる人材（修士＝医療安全管理学）を社会に送り出し、教育研究活動を行なっている。2020年12月の時点で修了生は155名となり、医療機関・福祉施設・医療系大学・専門学校においてそれぞれの職場で活躍している。

#### 2) 第14条特例による火曜日から金曜日の夜間と土曜日に開講する社会人が入学しやすい大学院

医療安全管理学及びこれと密接に関連する医療経営管理学は医療職者が、卒後職場においてその必要性を体験する分野で、学部教育等ではその全貌を理解することはできない。したがって、社会人の医療機関職員等が勉学しやすいよう、火曜日から金曜日の夜間（18時15分～21時25分）、土曜日（10時30分～17時50分）に授業を行なっている。2020年4月からは新型コロナウイルス感染症対策のために、オンライン授業を取り入れた。2020年12月現在、2021年以降もこの授業形態を継続するという基本方針は運営会議、教授会において決定しているが、その詳細と実際の課題については該当する委員会

において検討中である。

### 3) 実学、人間性、国際性を養成する実践的カリキュラムと多様な授業科目

医療安全管理学及びこれに関係する医療経営管理学は基礎理論の修得とともに人間性と実践能力が求められる。このため、履修科目は、必修科目（基幹科目、特別演習、課題研究＝修士論文作成）、選択必修科目、選択科目に分かれるが、いずれの科目も、医療における人間性を高めるよう配慮し、必修科目の一部・選択必修科目では、これとともに学生のグループワーク・意見発表を取り入れ実践能力の獲得に配慮している。また、英語力の向上のためリメディアル科目として「医学英語」（単位なし）を必修とし、修士論文には英文のサマリーを付すことを義務付けている。

### 4) 各領域の専門家よりなる多彩な教員

本学専任教員は教授（学長を含む）11人 准教授6人、講師1人、助教1人である。その職種は医師4人、薬剤師1人、看護師4人、臨床工学技士1人、教育学者1人、建築学者1人、工学者1人、人間工学者1人、統計学者1人、心理学者1人、社会福祉学者1人、経営学者2人と多領域にわたっている。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

2011年4月 滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 医療安全管理学専攻 設置

### 2. 本学の現況

#### ・大学名

滋慶医療科学大学院大学

#### ・所在地

〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原1-2-8 滋慶学園合同ビル8～11階

#### ・大学院（研究科）の構成

医療管理学研究科 医療安全管理学専攻（修士課程）

修士（医療安全管理学）

#### ・学生数、教員数、職員数（2020年5月1日現在）

学生数 46人（1年生20人、2年生26人）

教員数 19人（学長・教授1人、教授10人、准教授6人、講師1人、助教1人）

職員数 5人（専任事務職員3人、非常勤事務職員1人、専任司書1人）

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

滋慶医療科学大学院大学（以下、「本学」という。）は、わが国唯一の医療安全管理学とその領域としての医療経営管理学を教育・研究する、職種横断型の大学院大学である。

本学の使命・目的は、『高い職能実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養』に基づき、人々の保健医療を守るため、高度の教育・研究を実践し、（中略）すべての人々の健康と安全を希求する精神と知力を育成すること」と学則に定められている。この使命・目的に基づき、「医療安全管理学及び医療安全管理学の領域としての医療経営管理学に関する卓越した実践能力と研究能力を持つ人材」及び「医療安全管理学領域の教育・研究体系のシステム構築を行い得るリーダーシップを持った人材」を育成している。

本学は修士課程 1 研究科の大学院大学であり、大学の使命・目的に合致した 3 つのポリシーを定めて、教育・研究活動を行っている。

###### 1-1-② 簡潔な文章化

本学は医療機関等で発生する医療事故の予防や事故後の対応等を含めて、医療全般の質的向上、チーム医療を推進する人材の養成、及び医療安全管理学と医療経営管理学の領域の教育・研究の体系化を目的とし、これらの成果を通じて社会へ貢献することを使命としている。

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 【1】医療安全管理学と医療経営管理学に関わる人材養成

ヘルスケア領域の質向上と安全のための実践的人材を養成する大学院大学として、医療安全管理学分野と医療経営管理学分野の体系的な教育課程を編成し、3 つのポリシーに基づき、当該分野の研究能力と実践能力をもった人材を養成している。

###### 【2】多彩な教員構成

医学、看護学、薬学、臨床工学、心理学、社会福祉学、経営学など医療安全管理学と医療経営管理学に関わる多くの専門分野の教員が、教育・研究指導に対応している。

### 【3】入学前から修了後まで一人ひとりの学生を支援

入試合格者にはアドバイザー教員1人が配置され、履修科目や修士論文研究テーマ等について支援を行っており、入学後は指導教員が多様な観点から研究指導を行う。

ヘルスケア領域で働く社会人を主たる対象とした大学院であるため、社会人選抜入試の制度を設けるとともに、3年以上の実務経験をもつ場合は個別の出願資格審査により大学卒業者以外でも条件を満たせば入学が可能である。授業は平日夜間と土曜日の昼間に行われており、働きながら修士の学位の取得が可能であり、長期履修制度を活用すれば修業年限分の学費負担で修了が可能である。

修了時には、診療報酬請求の医療安全管理加算が適用される医療安全管理者となることができる。また、看護師として所定の経験を有する場合は、公益社団法人日本看護協会による審査の上、認定看護管理者認定試験の受験資格を得ることができる。さらに、研究生制度を利用して、修了後の学会発表や論文作成などを支援している。

2018年度より医療管理学研究科医療安全管理学専攻が専門実践教育訓練講座の認定を受け、該当する学生は学費の支援を受けられるようになった。

### 【4】医療安全と医療経営に関わる社会貢献活動

本学が立ち上げた「医療安全実践教育研究会」や「医薬品等製造実践教育研究会」、「医療機器安全管理研究会」では学術集会や講座等を開催し、現場の実践的な人材育成を支援している。また、「医療・福祉マネジメントセミナー」等の多彩なセミナーを開催し、人材育成と情報発信を行っている。

#### 1-1-④ 変化への対応

2017年度以降は毎年度自己点検・評価を行い、自己点検評価書にまとめて公表している。これにより本学の現状を評価し、課題を明らかにすることによって改善を図り、大学としての機能向上を目指している。

#### (3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学では医療安全の概念・意味が時代とともに変化し、社会の医療に対する関心の重点の変化、研究の高度化、普遍化等により、つねに、授業内容の検討を行っている。学生の研究テーマの多様化にも対応すべく、教員相互間の連絡を強めている。このため、特定学生のための複数教員による特別演習も随時行なっている。また、本学の将来計画を検討する将来計画委員会を設置している。

#### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

##### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

##### 1-2-② 学内外への周知

##### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

##### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

##### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

役員および教職員の理解については、定例の運営会議および教授会において、各委員会報告を行い、これについて医療安全の教育・研究面より学長のリーダーシップの下、討議を行うことで理解と支持を得ている。

また、学生の修士論文のテーマ選定、研究の実施については、主指導教員以外の全教員が副指導教員の役割を事実上担い、研究に協力している。

1-2-② 学内外への周知

2017 年度に文部科学省職業実践力育成プログラム（BP）の認定を受け、2018 年度入学生より、所定の要件を満たす学生は専門実践教育訓練給付金の受給を受けることが可能となった。ほぼ全員が社会人学生である本学にとって、オープンキャンパスでは、修了生の修士論文作成過程体験談（直接説明またはビデオ供覧）を提示している。大学案内は毎年 5 月中旬までに作成し、関係医療施設、大学等に配布し、教員が知己のある医療施設に出向いて説明している。

社会貢献活動に関しては、従来の医療安全実践教育研究会や医薬品等製造実践教育研究会等の活動を継続するとともに、2018 年度に新たに医療機器安全管理研究会を立ち上げた。この研究会の目的は、ますます高度化専門化する医療機器全般に関わる安全性、有効性、妥当性そして経済性について研究を行い、実践的な医療機器の安全管理について情報発信することである。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の理念、使命、目的は、入学案内、ホームページ、大学ポートレート等に示されている。また、オープンキャンパスでは、修了生の修士論文作成過程体験談（直接説明またはビデオ供覧）を提示している。大学案内は毎年 5 月中旬までに作成し、関係医療施設、大学等に配布し、教員が知己のある医療施設に出向いて説明している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

医療管理学研究科医療安全管理学専攻の使命・目的と教育目的、3つのポリシー	
使命・目的	「高い職能実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養」に基づき、人々の保健医療を守るため、高度の教育・研究を实践し、（中略）すべての人々の健康と安全を希求する精神と知力を育成する。
教育目的	「医療安全管理学及び医療安全管理学の領域としての医療経営管理学に関する卓越した実践能力と研究能力を持つ人材」及び「医療安全管理学領域の教育・研究体系のシステム構築を行い得るリーダーシップを持った人材」を育成する。



<p>ディプロマ・ポリシー</p>	<p>本研究科では、以下の4項目についての修得を学位授与の方針とします。</p> <p>1. 専門知識の獲得 基盤となる専門性に加えてヘルスケア領域における質・安全の管理・経営の実践に必要な専門知識、技術、倫理性を有している。 コンピテンシー：「知識活用力」、「質・安全へのコミットメント」、「倫理性」</p> <p>2. 課題探究力 ヘルスケア領域における質と安全に関する課題を明確にし、研究的手法を用いて課題を達成できる能力を有している。 コンピテンシー：「問題発見力」、「課題設定力」、「課題分析力」</p> <p>3. 実践力 利用者を含めた多職種連携の中でヘルスケア領域における質向上と安全を目指した活動や教育をマネジメントする力を有している。 コンピテンシー：「資源活用力」、「人材開発力」、「連携力」</p> <p>4. 情報発信力 ヘルスケア領域における質と安全の学際的な知識を基礎に、グローバルな視点から課題を理解し、自身の主張を社会に発信する能力を有している。 コンピテンシー：「国際社会への発信」、「国内への発信」、「地域社会への発信」</p>
<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<p>本研究科では、それぞれの専門性を基盤として、学位授与の方針に掲げるコンピテンシーを修得させるため、体系的な教育課程を編成します。</p> <p>必修科目は、医療管理学の基礎となるもので、分野に関わらず必ず履修する科目であり、選択科目は、分野や研究内容によって選択する科目です。また、選択必修科目は、必修科目、および選択科目で学んだ内容を活用し、実際の状況を想定して事例に取り組む演習科目として配置されています。選択した分野の開設科目を履修しますが、視野を拡大するために他分野の開設科目の履修も推奨しています。</p> <p>生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を養うため、演習科目のみならず、講義科目においてもアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れています。また、修士論文の指導は、主指導教員と副指導教員を置き、多面的に課題を捉え探求できる体制をとっています。</p> <p>さらに、国内外の課題を自己の課題と関連させて考え、発信する力を養うため、関連学会や学外プログラム等への参加を推奨します。</p> <p>在学中から到達目標に対する学修成果の評価を行い、人材開発力を育成します。</p>
<p>アドミッション</p>	<p>本研究科では、ヘルスケア領域への関心、および修学の基礎となるリテラシー（読解記述力）とコミュニケーション力を持ち、次のいずれかの意欲を持った人を求めます。</p> <p>1. ヘルスケア領域の質・安全または経営に関する知識・技術の獲得と実践を目指す。</p> <p>2. 課題を明確にし、研究的手法を用いて解決の方策を考えるとともに、その成果を社会に発信する能力の獲得を目指す。</p> <p>3. 多職種連携による業務の質・安全向上のための実践と教育のリーダーを目指す。</p>

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

大学等が自らの教育理念に基づき育成すべき人材像を明確化し、それを実現する

ための適切な教育課程を編成することにより、体系的・組織的な教育活動を行うことが求められ、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の3つのポリシーを策定・公表することとなった。本学においても3つのポリシーを公表し、その内容を踏まえて入学生の選抜や教育・研究指導を行っている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の基本理念・使命を遂行するための組織は整備されている。この組織は学長を中心に教員・事務部一体となり機能している。しかし、教員の研究の進展、修士課程学生の指導の結果、研究進展のための施設・設備の充実、本学のさらなる知名度の向上と、学生募集の円滑化等への努力を検討・実施する方針である。

本学は開学以来順調に基本理念・使命の実現を行ない、基本組織も整備されている。それらは、本学の使命・目的と整合するものであり、有効に機能しているものと判断される。これまでは、学生の修士論文作成に活動の重点がおかれた感が強い。今後指導教員の研究目的に沿って学生の研究テーマを体系することも必要である。また、修士論文の完成、ジャーナルへの公刊を通じ、学生自体にもさらなる高度の研究を希望する者がおり、博士後期課程の設置への構想も必要と思われる。

また、医療の進歩・変化は日進月歩で、本学開学の構想を討論中には「病院における医療安全」、「医療安全と経営」といった面が重要視されていた。しかし、わが国の高齢化社会の現状から考えると病院・在宅療養における医療安全、この広範な医療とその安全とマネジメントを担う人材の育成、教育・研究が必要であり、カリキュラムは、この面より不断にブラッシュアップされる必要がある。

## 基準2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の求める人材像および入学者受入れの方針は、アドミッション・ポリシーとして大学案内、募集要項、ホームページ、大学ポートレートに明記して周知を図っており、入試相談およびオープンキャンパスにおいてもその説明を行っている。

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学の受験資格は大学を卒業した者の他、他の大学院修士課程の入学要件と同様に、アドミッション・ポリシーに則り、専門学校や短期大学の卒業者であっても、実務経験等を考慮し、「大学卒業と同等の能力を有すると本学が個別に認定した者」には受験資格を与えている。この個別の出願資格審査は、「修学の抱負」として(1)これまで行ってきた業務、(2)入学後取り組みたい研究内容、(3)大学院修了後の抱負の3項目について記述した小論文提出を求め、所定の基準で評価する。また、3年以上の実務経験証明書等の提出書類に基づいて書類審査を行い、個別面接試験を行う。審査に合格した者は社会人選抜入学試験を受験することができる。

本学の入学者選抜試験には、一般選抜入学試験と社会人選抜入学試験がある。社会人選抜入学試験は、出願資格を満たし、かつ医療機関等における実務経験が満3年以上ある者が受験することができる。一般選抜入学試験の受験科目は小論文、英語、面接試験であるが、社会人選抜では小論文と面接を重視し、英語は試験科目に採用していない。

入学志願者の専門性や職種が広範囲に及ぶため、入学者選抜試験の小論文・英語の各試験問題については、各々の作問委員会を設け、学長が学内から入試委員を含む各3名の委員を指名して検討・作成し、学長が決裁する。また各試験とも所定の基準項目を設けて評価し、公平性と個別適合性評価の実現に努めている。

出願資格審査における書類審査、入学試験における小論文、英語、面接試験の採点は、学長が指名した各々3人の採点委員によって所定の項目について評価がなされ、拡大入試委員会で合議の上、可否を判定する。拡大入試委員会とは、入試委員会委員と小論文試験採点委員、面接試験採点委員等から構成される。判定結果は研究科教授会に報告されて承認を受け、学長が最終決裁する。

合格決定後、入試合格者1人に対してアドバイザー教員1人を学長が指名し、研究指導教員が決定するまでの間の履修科目や研究テーマについての相談・指導を行う。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学生募集対策では、教職員が近畿圏の医療機関等への訪問活動を行っている。また本学が主催する各種研究会やセミナー及び各種学会や学校法人大阪滋慶学園主催の「就職フェア」等で認知度向上を図るとともに、ホームページの充実等を推進している。

なお、入学試験成績や入学後の学修評価は匿名化した上で定期的に集計・分析されており、入試制度の評価・検証や学生募集のための基礎資料として利用している。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

2019年度入学者選抜試験より、個別の出願資格審査の小論文試験を「修学の抱負」と題する小論文を中心とした書類審査に変更したことから、2019年度は審査のあり方を再検討し、評価基準の充実を図った。2020年度には、新型コロナウイルス感染対策として、個別の出願資格審査における面接をオンラインにて実施し、HPにもオープンキャンパスならびに入学試験のオンライン対応についての記載を行った。この他、英語入試の作問および評価基準の明確化を行った。これらの改定は、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜試験を実施する上で重要と考える。今後、入学者の実績等について比較し、改定に関する検証を行い、さらなる改善を重ねる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生に対する学修支援として、入学試験合格者に対するアドバイザー教員による支援に続き、入学後は、主・副指導教員が修士学位論文研究を複数の観点から指導し、2年次7月の中間報告会では、全教員から修士学位論文研究に対する助言を得る機会を設けている。なお、学生の修学状況に応じて、最大4年まで在籍可能となる長期履修制度を設けており、修業年限の2年分の学費負担で修学することが可能である。

学生の学修面や生活面等の相談に対しては、各学年に男女各1人の専任教員が担任として配置され、事務窓口も相談に対応しており、社会人学生の抱える多様な問題に対して教職協働による支援を行っている。

カリキュラム・アンケートや学生生活満足度調査等の結果は研究科教授会において教職員全員に情報共有され、学修環境の改善につなげている。カリキュラム・アンケート結果に対しては、科目担当のすべての講師に授業改善報告書の提出を求めており、これらは本学ホームページの在学生ページで閲覧が可能である。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA等の活動をはじめとする学習支援については、学生アシスタント規程を設け、在学生の活動を支援している。

本学では、オフィスアワーが設定され、授業への質問だけでなく学修上の相談にも対応している。また、修士学位論文作成において重要な文献検索方法等に関しては、専門家によるセミナーを開催するとともに、図書館司書が個別に指導を行っている。統計分析手法についても、担当教員が個別に指導している。

障害のある学生への配慮について、本学では学生生活委員会で対応することになっており、障害のある学生から合理的配慮の申請があった際には直ちに合議の場を設け、対応を検討するための体制が整っている。また、現在本学には障害支援技術および特別支援教育を専門とする教員が1名在籍しており、学生側のニーズの確認や過重な負担にならない範囲での配慮の実施および合理性の評価について、専門的観点から在学生をサポートしている。

退学者はこれまで計4人（2020年12月現在）と少なく、休学者や留年者に対しては、指導教員や担任および事務職員等が個別に対応し、修了まで支援している。また、学長、研究科長らが研究指導教員と面談し、修士学位論文の進捗状況の確認とアドバイスを行っている。

修了後の支援として、研究継続を希望する者は、選考のうえ研究生として在籍可能であり、指導教員のもとで学会発表や論文作成等を行っている。

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

障害のある学生に対する合理的配慮において、紛争が生じた場合は、第三者組織により中立的立場から調停できる仕組みと、そこへのアクセス方法を明確にしておく必要がある。本学には、経営母体が保有する学生のサポートセンターがあり、当該センターと提携し、紛争を解決する第三者機関として連携できるルールと手順を定めていく予定である。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学の多くの学生は、ヘルスケア領域に従事する社会人学生であるため、自らの職業経験に、本学での学業や研究を統合して、キャリア開発を目指すために入学してきている。その希望に対して、学生全体に向けたオリエンテーションとして、キャリア開発の助言・指導を行うとともに、個別の相談や希望に対しても、担任、研究指導教員、学生生活委員会、事務部等が連携して助言や支援を行っている。就職活動等が必要な場合は、本学園の系列専門学校のキャリアセンターを利用することも推奨している。

本学において開講されている「医療セーフティマネジメント学特論Ⅰ・Ⅱ」（計 2 単位）および「医療リスクマネジメント学特論Ⅰ・Ⅱ」（計 2 単位）の計 4 単位の履修証明書を提出することで、医療機関における医療安全管理加算の算定に必要な「医療安全管理者」としての資格要件を満たすことができる。これは、就業先で医療安全管理者として職責を果たし、診療報酬算定が可能となる。

また、本学の教育課程は、公益社団法人日本看護協会の認定看護管理者の受験要件にある「大学院において管理関連の修士号を取得」に該当する。学生が、「看護師長以上で3年以上の管理経験」を有していれば、本学での関連科目履修と看護管理に関連する修士論文作成を併せて、修了後に認定看護管理者の認定審査(書類審査・筆記試験)受験資格が得られ、合格すれば認定看護管理者の資格が取得できる。これを目指す学生には、試験対策や学習計画の相談など、修了後も継続して支援を行っている。

さらに学生が自らのキャリアを顧み、修了後のキャリアを視野に入れて計画的に学生生活を送れるよう、平成 29 (2017) 年度より学生生活委員会主催で年 1 回「キャリアガイダンス」を実施している。具体的には、本学での学修を活かして活躍している修了生を講師に招き、職場での職位・役割の変化、資格取得への取り組みなどについて話を聞き、学生と修了生の交流を促している。

以上のように、学生が内外の教育課程修了後に、社会的・職業的により一層自立した活動を行えるように、様々なキャリア支援を展開している。

### (3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

2020 年度も、学生に対するガイダンスやオリエンテーションの中で、キャリア開発の重要性について説明を行い、就業に関する個別の相談に応じて、一人ひとりの学生のキャリアに対する支援を行っている。

2020 年 7 月 18 日には「第 4 回キャリアガイダンス」をオンライン開催し、2 人の修了生が在学中の努力・現在の役割・本学での学修を踏まえたステップアップの状況・資格試験の経験などについて講演を行った。18 名の学生が参加し、9 割が満足し、今後のキャリア開発の参考に資するとアンケートに回答した。今後も、継続してキャリアガイダンスを開催する。なお、日本看護協会の認定看護管理者試験では、2015 年度以降毎年合格者を輩出している。

## 2-4 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

修学環境として、自習室に IT 機器や個人専用の机やロッカーを整備し今年度は感染対策講じて開校時間帯は自由に利用できる環境を整備している。校舎地下 1 階の学生食堂は夜間や土曜日にも利用可能である。

学生が安定した学生生活を送れるよう、学生生活委員会が中心となり、事務部と連携して修学支援、経済的支援、就職支援、健康支援等を実施している。

修学及び学生生活に関しては、入学試験合格から指導教員決定までの期間はアドバイザー（各学生に専任教員 1 人）、指導教員決定後は主・副の指導教員、および各学年の担任（学生生活委員会委員を含む専任教員男女各 1 人）が連携して支援する。本学の学生は仕事を継続しながら修学しており、仕事の多忙さや家庭環境の変化により学修継続に困難を生じることがある。教員、事務職員等が連携して学修面、制度面、精神面で支援しており、殆どの学生が修了に至っている。また学生の意見や要望を把握するため、入学当初から年間 2 回学修状況や学生生活満足度についてのアンケート調査を実施しており、学生自習室には意見箱を設置している。得られた意見・要望や調査結果は、主に学生生活委員会が検討し、研究科教授会に報告して共有するとともに、他の委員会等と連携して改善を図っており、その内容を学生にフィードバックしている。

経済的支援としては、従来からの学費分納制度、日本学生支援機構の奨学金制度、本学園独自の大阪滋慶奨学金制度（給付型）の利用に加え、2017 年度入学生には雇用保険の一般教育訓練給付金制度、2018 年度入学生からは専門実践教育訓練給付金制度が適用されることになり、学費負担の軽減につながっている。

学生の心身の健康管理等については、健康診断受診の有無を把握するとともに、学内に医務室を設置して担当の教員（医師と看護師各 2 人）を指定している。また、滋慶トータルサポートセンター（JTSC）新大阪は、心理面を中心とする各種相談等に予約制で応じている。さらに学生全員が、公益財団法人日本国際教育支援協会による学生教育研究災害傷害保険及び付帯賠償責任保険に加入しており、正課中、通学途中、研究活動に伴う学外での活動中の事故に対して対応できる体制を整えている。

ハラスメント防止に関しては、オリエンテーションやホームルームを通じて学生にハラスメントのない学修環境の大切さを伝えるとともに、事案発生時の相談窓口などを繰り返し周知している。また、「ハラスメント防止規程」を学生便覧とホームページに掲載している。相談員及び事務部がハラスメントの相談窓口になるとともに、学生自習室に設置した意見箱を通じて学生からの意見を把握することで、ハラスメントの早期発見を目指している。ハラスメント委員会は、学外の専門家を招いて教職員と学生を対象とする研修会を年 1 回定期的に開催し、ハラスメントへの理解と防止に努め

ている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

2018年度入学生から専門実践教育訓練給付金制度の対象となり、経済的支援が一層充実した。各種調査で得られた学生の要望に応じて、学内設備や機器類の充実を図るなど、学修環境整備に努めている。課外活動の取組みとしては、例年患者参加の医療を実践している大阪府北部の医療機関を希望者が見学し、施設の理念・方針を聴く機会を設けているが、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施していない。また、2020年10月3日（土）にはオンラインによるハラスメント研修会を開催した。

2020年については新型コロナウイルス感染対策として第1セメスターはオンライン型の講義を実施し、第2セメスターは感染状況を鑑みて、土曜日の授業のみを対面授業に切り替えて行った。図書館および自習室の利用に関しても、感染状況に応じて開館時期・開館方法を検討した。なお、図書館は前期から電子ジャーナルの検索を可能とし、貸し出しや文献検索については遠隔指導を継続して行った。また学生の健康状態および指導状況は指導教員が定期的に報告することとし、学生の修学状況を常に把握している。また新型コロナウイルス接触確認アプリについての情報を提供した。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、交通至便なJR・地下鉄・新幹線の新大阪駅から徒歩1分の好立地に所在しており、多忙な社会人院生が通学しやすい場所にある。講義は、平日の18時15分から開講し、土曜日は10時から17時50分まで開講しており、社会人院生にとって仕事との両立が図れるよう配慮されている。

本学内には、大学設置基準第36条に則り、教育研究上の目的を達成するための教育研究室施設および学生が休息を取ることができる施設・設備を整備している。講義は、視聴覚大講義室のほかに講義室で行っている。それぞれ収容人数が異なるため、目的に応じて講義室を選択して使用している。講義内容や学生数を考慮し、スクール形式や円環状形式等の講義にも対応可能である。講義室以外にも、統計分析用ソフトがインストールされているパソコンが設置されている情報処理室、演習や打ち合わせ等に活用しやすい3つのブースが設けられている一般実験室・実習室、図書館、心理学実験室、人間工学実験室、食堂が整備されている。自習室には学生一人につきパーテーションで仕切られた専用机（パソコン電源付）と専用ロッカーが整備されており、快適な自習環境を整備している。自習室の隣には休憩等に利用できる学生ロビーが設置さ



れている。全ての専任教員には個室の研究室が設けられており、教員自身の教育・研究活動を行うための快適な環境が整備されており、学生指導の場としても利用されている。大学院図書館として専門知識を深化させる要求に応えるべく、特色ある蔵書を配置するとともに、電子資料の充実を図っており、継続的に蔵書収集を行っている。医療安全関連の資料収集に加え、研究に関する資料・データベースも研究科の教員の要望等に応じて収集し、種々の知的活動に対応した利用環境の提供を目指している。学内は無線LANが整備されており、インターネットを使用できる環境が整備されている。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学園11階建て校舎の8階から11階の4フロアが本学となっており、図書館は8階に設置している。図書館は原則として平日21時まで、土曜日は18時まで開館し、閲覧席には23席のキャレルデスク（個人用閲覧席）を設置しており、快適で落ち着いた学習環境を提供している。学内の無線LANは、大学院内の全てのフロアに完備されており、院生や教職員はネットワークを利用して図書館が提供する電子資料、蔵書検索を図書館に来館することなく利用することができるため、図書館外からも電子ジャーナルや各種データベースの利用、蔵書検索を行うことが可能である。またリンクリゾルバーを導入し、データベース検索から電子ジャーナル本文閲覧、及び文献複写申込みまでワンストップサービスを実現している。

本学は学部を置くことなく大学院のみを置いており学生数が限られていることから、一般的には図書館における文献検索法など利用者教育の回数は限られているが、学生からの希望に応じて随時ガイダンスの機会を設けている。網羅的な文献収集を行うための文献データベース等の利活用法を身に付けてもらうためには、時間に制約のある社会人学生それぞれに応じたきめ細かい対応が望ましいと考え実践している。電子ジャーナルの使い方、蔵書検索方法など、ITリテラシーの援助も含めた学生の個別支援を専任司書が行っている。また図書館に来館しにくい学生や、勤務時間後に図書館の利用を望む人のために、電話、電子メールでの相談を受け付け、1年を通して遠隔支援を提供している。

図書館で稼働している図書館システムについては、開学時から使用している図書館システムを更新し、2018年9月に新型システムを導入した。システムを通して、本学の利用者が必要な文献の取寄せ、図書への貸借、また本学所蔵文献や図書の公開を行っており、学術情報相互提供の整備に努めている。2014年5月に国立国会図書館から承認を受け、約149万点に及ぶ国立国会図書館所蔵デジタル資料が利用できる「図書館向けデジタル化資料送信サービス」を開始し研究支援体制を整備した。教員や学生・修了生が執筆し、学術雑誌等に掲載された論文や全国の病院が公開している医療事故調査報告書（平成11〔1999〕年以降）を収集・ファイリングし、専用コーナーを設けて閲覧に供している。さらに、認定看護管理者資格取得を目指す学生には、関連する日本看護協会指定テキストや参考書等を配架して学習を支援している。論文執筆の際に必要な文献検索法や著作権法については、専門書を執筆した著者を講師に招き、年に一回講演を行っている。

1) 図書館資料の所蔵数 (2020年10月10日現在)

図書の冊数 (冊)	学術雑誌 (種)		電子ジャーナル (種)
	国内誌	外国誌	
10,288	444	197	9,159

2) データベース・電子ジャーナルリスト

データベース名 (同時アクセス数)	医中誌 web (4)、 JDreamIII (2)、 メディカルオンライン (無制限)、 最新看護索引 web (1)、 MEDLINE with Full Text (無制限)、 CINAHL Complete (1)、 APAPsyncINFO (無制限)、 ERIC (無制限)
ジャーナル名 (誌数)	メディカルファインダー (10)、 メディカルオンライン (1,499)、 JSTOR Collection I, IV, VII, LifeSciences (572)、 SpringerLink (1568)、 Taylor&Francis Online (1900)、 Sage Premier (988)、 Wiley Online Library (10)

3) 電子ジャーナルタイトル契約数の推移

年度	タイトル数
2011	4,472
2012	4,471
2013	6,485
2014	7,433
2015	8,087
2016	8,985
2017	8,877
2018	9,027
2019	9,003
2020	9,181

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学のバリアフリー化については、本学入口から段差なくエレベーターを使用できる環境を整備しており、本学内の8階から11階の4フロアについてもエレベーターを使用して移動できる環境が整備されている。各フロアには段差はなく、車いす等でも移動が可能である。1階にはバリアフリートイレも設置し、障害ある学生の受け入れ体制を整えている。2020年度には学内全てのトイレに機能的で清潔感のある温水洗浄便座付きトイレが設置され、快適なキャンパスライフを支援する施設設備の充実を図っている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、大学設置基準第24条に則り、十分な教育効果が得られる学生数を設定し、

管理している。必修科目については約20名が履修し、選択必修科目および選択科目は数名程度から20名近くの学生が受講する場合もある。いずれの授業も適切な大きさの講義室を使用して行っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、図書館では次のような対応を実施した。緊急事態宣言下、大阪府からの休業要請に伴い4月9日から臨時休館の期間を設けた。休館中は利用者支援のためメール相談対応、オンラインレファレンスを実施した。図書館で契約している文献データベース、電子ジャーナルについて学外からコンテンツ利用を可能とし、研究・教育のための環境整備に努めた。また5月20日からILL（文献取り寄せ）を再開、6月18日から郵送貸出サービスを開始した。8月18日から在学生を対象として段階的に再開し、予約制開館（2時間 入れ替え制）を実施した。マスク着用、手指消毒の徹底、閲覧席の間隔を充分にとり感染防止対策を万全にして対応した。10月16日から修了生も利用可能な対象として予約制開館を開始した。休館中及び図書館サービスを制限せざるを得ない中、メール相談対応、オンラインレファレンス、郵送貸出等を年度当初より1年を通し継続して行った。利用者サポートのため今後も引き続きオンライン等のサービスを提供する予定である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生の学修支援、生活支援および学習環境についての意見や要望は、年間定例で実施されるカリキュラム・アンケートや、学修状況・学生生活満足度についての記名・無記名各種調査によって収集しており、その集計結果は研究科教授会に報告され教職員に情報共有されている。また、学生自習室には学生意見箱が設置されており、匿名で意見を述べることができるようになっている。各種調査で得られた学生からの意見や要望に対しては、本学としての回答を作成し、掲示により学生にフィードバックするとともに、各項目に該当する委員会や部署と連携して大学全体としての支援や環境改善につなげている。

本学では学生の意見や要望をくみ上げる各種のシステムを整備しており、適切に対応すると共に、教職員間で情報共有し、修学や生活・環境支援に反映させている。また、学年ごとに2人の専任教員（男女各1人）が担任となり、指導教員と連携して学生の学修面や生活面等、あらゆる相談に対応している。担任は必要に応じて担当学年のホームルームを開催しており、学生が相談しやすい環境を整えている。

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

カリキュラム・アンケートの結果は本学ホームページの在学生ページに公表されている。各科目に対する学生からのコメントは担当講師にフィードバックされ、授業改善報告書を提出することになっており、これらの内容はホームページ上で閲覧可能である。また本学のすべての授業科目には担当講師のオフィスアワーを設定しており、授業に関する学生の質問や意見等に対応している。さらに、研究活動に必要な文献の検索・管理方法や代表的な文書作成・翻訳ソフトウェアの使用法などを含め、図書館利用に関する問い合わせや相談に対しては図書館司書が支援している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活の改善要望や意見についても、各種調査に項目を設け、意見箱を活用するなどして収集に努めており、改善に努めている。指導教員や担任が個別に相談に応じるほか、事務部も履修時間や経済面等、学修継続に関する様々な相談の窓口として、要望等に対応している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境についても調査で得られた要望を共有し、対応に努めている。学年進行によって討論や意見交換を希望する時期と、集中して論文執筆や研究を行う時期が交錯するので、学生生活委員会や事務部が連携してそれぞれの要望を調整し満足度の高い環境を維持・提供するよう努めている。また、IT環境や図書・電子図書の要望も多く、十分な環境を提供できるよう充実を図っている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

2020 度も記名・無記名の各種アンケートや意見箱等から得られた学生の意見や要望に対して、より良い教育・研究活動を進められるよう、学修環境の改善を行った。具体的な例としては、新型コロナウイルス感染防止による入館制限に対応して文献検索データベースの学外からの接続及び遠隔指導の拡充、学内無線 LAN 設備・IT 機器の更新および講義室有線接続環境の改善、研究活動に伴って発生した資料の保管場所の確保などを継続して行った。またオンラインによる講義実施に伴い、学生の不安解消、交流促進のため、春・秋のセメスター開始時にオンライン又は対面併用にてホームルームを実施し、学生同士の懇談の機会を設けた。

### 基準3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は医療安全管理学修士号を授与するにあたり、「専門的知識の獲得」、「課題探究力」、「実践力」、「情報発信力」の4つのディプロマ・ポリシーを策定し、それぞれのディプロマ・ポリシーは3つのコンピテンシーで構成されている。またディプロマ・ポリシーを到達するためのコンピテンシーにタイトルを付し、学位授与の方針をさらに明確にした。

この4つのディプロマ・ポリシーを踏まえ、コンピテンシーを修得するために必要な授業科目および学位論文作成等の指導にあたる特別演習および課題研究を開講している。授業科目は、講義もしくは演習のいずれかである。教育課程とディプロマ・ポリシーとの関係を体系的に示すため、全ての授業科目には、関係するディプロマ・ポリシーを示す科目番号が付与され、シラバスに明記されている。本学のディプロマ・ポリシーは、本学ホームページ、大学案内、学生便覧、大学ポートレートに明示されている。

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学の単位認定基準については、大学院設置基準第15条に則り、学則第5条および履修等に関する規程第2条に定めている。1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、計算するものとしている。講義については15時間の授業をもって1単位とし、演習については30時間の授業をもって1単位としている。

単位認定基準については、大学院設置基準第14条の2に則り、履修等に関する規程第6条から第10条に定め、シラバスに成績評価方法や評価ポイントを明示して学生に周知している。各授業科目で実施された試験の成績、提出されたレポート、講義内でのプレゼンテーション、授業への参加・貢献度等を厳正に評価し単位認定している。修士論文の作成を伴う特別演習および課題研究に関しては、修士学位論文中間報告会にて報告し、学内公聴会における口頭審査（質疑応答）を経て単位認定している。修士学位論文は、研究科長が論文要旨内容を考慮して、学長ならびに教務委員会と協議の上、論文審査委員会の主査、副査の候補者を履修等に関する規程第14条に則って選

定し、研究科教授会の議を経て学長が決定した後、速やかに学生に通知している。論文審査委員会の下で開催する学内公聴会は、修士学位論文の単位認定を兼ねるものとし、学内公聴会終了後に開催される論文審査委員会において厳格な審査を行い、教授会の協議を経て、学長が決定し単位を認定している。これら修士学位論文の学位審査は、学位規程ならびに修士学位論文の学位審査に関する指針に明示しており、学生便覧に掲載し周知している。

修了認定基準については、学則第 14 条に「研究科の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、所要の授業科目について必要な単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること」と定めている。また、履修等に関する規程第 12 条には「課題研究（修士論文作成）を提出しようとする学生は、1 年以上在学し、第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号に規定する単位数をすべて修得していなければならない」としており、学生便覧に掲載し周知している。

ディプロマ・ポリシーに基づく教育課程の見直しの一環として、2018 年度入学生より、大学院設置基準第 16 条の修士課程の修了要件である 30 単位以上の修得をもって修了できるよう教育課程を改定し、必修科目 8 単位、選択必修科目 1 単位以上、選択科目 11 単位以上、特別演習 2 単位、課題研究 8 単位の修得で修了が可能となった。

厳正な単位認定による成績評価として、2019 年度から必修科目における GPA 制度を導入し、滋慶医療科学大学院大学 GPA 制度に関する規程を新規作成した。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

授業科目の成績評価については、学則第 8 条第 2 項において、「本大学院大学においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。」と定めている。特別演習及び課題研究以外のすべての科目の成績評価方法（評価のポイント）はシラバスに明記され、学生便覧及びホームページに公表されている。シラバスには、評価のポイントや授業時間外に必要な学修についても記載されている。さらに、履修等に関する規程第 6 条第 3 項に「授業科目の試験は、当該授業を 3 分の 2 以上出席した学生が受けられる」と定めており、出席状況も考慮した単位認定を行っている。これらの成績評価は、成績通知書として年 2 回学生に配布され、学生自身が単位修得状況を把握できるようにしている。

修了要件については、学則第 14 条に「研究科の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、所要の授業科目について必要な単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること」と定めている。また、履修等に関する規程第 12 条には「課題研究（修士論文作成）を提出しようとする学生は、1 年以上在学し、第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号に規定する単位数をすべて修得していなければならない」としている。

以上のように、本学では単位認定や修了認定等は規程に基づき厳正に運用されており、今後成績評価とディプロマ・ポリシーとの一貫性についてさらに検討を進める。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーに基づく教育課程の見直しの一環として、本学の将来計画委員会および教務委員会が連携し、医療安全管理学の基盤となる「医療セーフティマネジメント学特論Ⅰ」と「医療セーフティマネジメント学特論Ⅱ」を「医療セーフティマネジメント学特論」へ変更し、また「医療リスクマネジメント学特論Ⅰ」と「医療リスクマネジメント学特論Ⅱ」を「医療リスクマネジメント学特論」へ変更し、「医療セーフティマネジメント学特論」と「医療リスクマネジメント学特論」の2つの授業科目を、それぞれ2単位に変更し必修科目とすることとした。これに伴い「医療情報学特論Ⅰ」と「人間工学特論Ⅰ」を選択科目に変更し、2021年度入学生より適用することとした。これに伴う履修等に関する規程の第2条第2項に定める必修科目ならびに選択科目の修得しなければならない単位数は変更しないこととした。これにより医療安全管理学の基盤となる「医療セーフティマネジメント学特論」と「医療リスクマネジメント学特論」の更なる充実が期待される。

本学の単位認定および修了認定は、法令および学内規程に則り、適正かつ厳格に行われている。学生の成績評価等に関する疑義への対応については、FD/SD委員会が行うカリキュラム・アンケート結果を参考に点検および評価し、今後更なる改善を継続していく。

**3-2. 教育課程及び教授方法**

**3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知**

**3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性**

**3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成**

**3-2-④ 教養教育の実施**

**3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施**

(1) 3-2 の自己判定

基準項目3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の建学の理念および教育理念に基づき学則第1条及び第2条に定められた使命・目的、教育目的と、学則第3条（教育課程の編成方針）に定められた「その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を作成し、体系的に教育課程を編成する」という方針に基づき、医療管理学研究科医療安全管理学専攻のカリキュラムを編成している。

本学のカリキュラム・ポリシーは、本学ホームページ、大学案内、学生便覧、大学ポर्टレートに示されている。このカリキュラム・ポリシーに基づき、必修科目8科目、選択必修科目2科目、選択科目34科目、リメディアル科目1科目と特別演習、課題研究を教育課程として定めている。課題研究以外のすべての科目のシラバスは、学生便覧、本学ホームページに掲載し学生に周知している。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の教育課程である授業科目には科目番号が付与されており、各授業科目がディプロマ・ポリシーのどの項目に関連するかが明示され、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性分かるようにシラバスに明示されている。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

医療安全管理学分野や医療経営管理学分野は社会情勢を反映して変化していく内容を包含しているため、各授業科目の内容や教育課程全体について常に確認を行い、必要な改定を行っている。特に必修科目は医療管理学の基礎となるものであり、分野に関わらず履修する科目であるため、将来計画委員会と教務委員会が連携し、検討を重ねている。シラバスについては、教務委員会において内容の確認を行っており、時代の要請への対応とともに学生がより深く理解できるような構成になるように努めている。また、医療安全管理学分野を希望する学生には「医療安全管理学事例研究」を、医療経営管理学分野を希望する学生には「医療経営管理学事例研究」を選択必修科目として配置しており、これらの科目内容についてはそれぞれ専門家である複数の担当教員が検討を重ねて運営している。

### 3-2-④ 教養教育の実施

本学の学生は医療・福祉等の現場で働く社会人が主体であることから、学修歴が多様であることを踏まえて、基礎科目である概論科目を5科目開講している。特に、医療系専門職以外の学修歴を有する学生を対象とした「臨床医学概論」や経営学の未修学者を対象とした「経営学概論」などがあり、これらは医療安全管理学分野ならびに医療経営管理学分野の分野選択に関わらず自由に教養教育として履修可能となっている。

リメディアル科目として医療英語を開講しており、医療安全管理学および医療安全管理学の領域としての医療経営管理学を修得するうえでの教養教育として実施している。さらに、国際的な研究活動を支援する目的でEnglish meetingという英語に触れる機会を設けており、ネイティブの英語講師を招き実施している。2019年度は年1回実施し、2020年には年3回実施した。3回は、①basic course、②intermediate course、③advanced course とし、自己紹介や他己紹介のレベルから研究内容をプレゼンテーションする内容まで、対象者のレベルに応じて対応できる内容とした。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学の授業科目はアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れることを大学として推奨しており、FD/SD研修においても、毎年アクティブ・ラーニングに関する事例報告を行うなど、より良い授業となるよう全授業担当教員が努力している。その結果ほとんどの授業科目において半分以上の講義においてアクティブ・ラーニングが採用されている。

2019年度までは学内の講義室で授業を開講していたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で学内の講義室での対面型授業を開講することが困難となり、4月の授業からすべてオンライン授業を取り入れ、学生が自宅等から授業に参加できる



体制を早急に整備した。4月7日の授業開始前より学生および授業担当教員がともにオンライン授業を利用できる準備を開始し、授業開始時期を遅延させることなく開講した。オンライン授業は、教務委員会および情報委員会が連携し、授業担当教員以外に授業の円滑な運営を支援するサポートチームを立ち上げ、サポートチームのメンバーのいずれかが全ての授業に参加し、学生および授業担当教員双方の支援を行った。講義資料は事前配布とし、学生が授業開始前に講義資料を確認のうえ、授業に参加できるようにした。学位論文の作成等に対する指導にあたる特別演習および課題研究に関しても、オンラインを取り入れた研究指導を推奨し、学生の修士学位論文に関わる研究の進捗状況の遅延が発生しないようにした。

2020年7月14日から対面での研究指導を再開させるために学生の来学を許可し、9月23日から開始する第2セメスターの授業に関しては、平日はこれまでのオンライン授業を継続し、土曜日の授業は講義室での対面型授業を再開させた。対面型授業に際しては、学生の体調および体温チェック・手指アルコール消毒を徹底し、マスク装着、密集を回避できる余裕をもった座席が確保できる教室の使用し、定期的な換気を徹底した。学生の事情により対面型授業に参加困難な場合は、オンラインでの授業参加を認め、当該授業に関しては、オンラインと対面を併用する授業形式を採用した。さらに常に感染拡大状況および国・自治体等からの指針や条例に基づいて、授業の具体的方法について検討を重ねた。

2018年度より導入した文部科学省「職業実践力育成プログラム」(BP)により社会人である学生の各職業に必要な能力育成を支援することが可能になり、さらに専門実践教育訓練給付金の支給により、これまでより多方面の修学ニーズを有する学生が増えたが、オンライン授業はそのニーズの一部を充足する有効な支援であるということが示された。

### (3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開始したオンライン授業については、2021年度以降も継続する。

また、カリキュラム・ポリシーに沿った授業科目や教育課程全体について今後も検討を重ねることとし、2020年度に見直した授業科目の変更に関しては、2021年度の本学ホームページ、大学案内、学生便覧等に掲載する予定である。さらに、ディプロマ・ポリシーに基づいた教育課程の編成を検討するために2021年度にはカリキュラム・ポリシーを再検討する予定である。

## 3-3. 学修成果の点検・評価

### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### (1) 3-3 の自己判定

基準項目3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では3つのポリシーとディプロマ・ポリシーに含まれるコンピテンシーを学生便覧及びホームページ等に公表している。必修科目を履修することにより、4つのディプロマ・ポリシーのうち、「専門的知識の獲得」、「課題探究力」、「実践力」の3つのディプロマ・ポリシーに含まれているコンピテンシーが全て修得可能なカリキュラムとなっている。さらに、特別演習および課題研究において実施された研究を修士学位論文中間報告会および公聴会等において情報発信することにより4つ目のディプロマ・ポリシーである「情報発信力」のコンピテンシーが修得可能となっている。本学の教育課程を修了することで、4つ全てのディプロマ・ポリシーを網羅することとなる。必修科目だけでなく、選択必修科目ならびに選択科目とディプロマ・ポリシーに含まれるコンピテンシーとの関係図であるカリキュラム・マップについては検討を継続している。

授業科目の評価に関しては、シラバスに記載された到達目標や成績評価の基準等に沿って適切に行っており、授業科目の成績評価から学生自身がディプロマ・ポリシーを踏まえた履修状況の把握が可能である。

研究指導に関しては、必要に応じて学長や研究科長等からも研究指導に関するアドバイスや支援を受けることができる環境を整備している。また、主指導教員と副指導教員の複数指導体制による多視的評価を学生及び教員間で共有することにより、指導方法ならびに学生の学修成果の評価方法等の点検・評価につなげている。

授業以外の学修時間等の状況については、学生生活委員会が実施する学生生活に関する調査及び学生生活満足度調査により把握している。修了後のキャリアアップや教育目的の達成状況等については、自己点検・評価委員会が作成し、IR推進室が実施された修了生アンケートにより状況把握に努め、各教員あるいは各委員会において改善に向けた対策を講じている。また、学修成果を含む大学運営システム全般についても、大学関係者評価委員会における業界からの外部評価を受け、改善への継続的な努力を続けている。さらに、FD/SD活動を通じて学修成果の点検・評価の意義や重要性を教職員間で共有し、修学環境の改善や教職員の資質向上に向けて継続的に活動を行っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導等の改善・向上については、FD/SD委員会においてカリキュラム・アンケートを実施し、結果を教職員間で共有し授業改善報告書とともに学生ロビー掲示板及び本学ホームページに公開している。課題研究の学修成果については、2018年度から主指導教員および副指導教員による修士学位論文の複数指導体制を必須化することで、多角的な視点からの指導や研究指導方法の自己評価および他者評価が可能となるよう体制を整備した。さらに、中間報告会評価用シートを用いた全教員による他者評価を、研究活動評価票を用いた学生の自己評価と指導教員による他者評価を実施し、各々の結果を学生及び指導教員にフィードバックすることでその後

の研究の進捗や指導の改善につなげる取組を継続して行っている。

FD/SD研修において研究指導方法の事例紹介を行い、効果的な指導方法を教員間で共有している。また、学修成果の可視化を可能にする学生を対象としたアンケートの調査項目についても随時点検を行っている。その結果、2019年度入学生から、FD/SD委員会が実施するカリキュラム・アンケートや学生生活委員会が実施する学生生活満足度調査等、従来各委員会が別々に所管していたものを全学横断的に実施するものと位置づけ、アンケート項目と実施時期、個人情報保護に配慮した自己評価の収集と活用などを考慮して、IRWG (Institutional Research Working Group) がその機能の充実に努めることとした。

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

3つのポリシーを踏まえた学修成果に関しては、成績評価、カリキュラム・アンケート、学生生活満足度調査、修士学位論文中間報告会評価用シート、研究活動評価票、公聴会での修士学位論文審査報告書等を用いて評価しているが、修了生におけるディプロマ・ポリシーに含まれるコンピテンシーの修得状況を把握するために2019年度入学生から継続的な調査方法を整備した。今後は、本学在学中だけでなく修了後の継続した状況把握が可能となるため、これらの情報を、個々の委員会のみならず全学的に活用可能なシステム構築に向け、IR推進室の機能充実に努める予定である。

#### 基準4. 教員・職員

##### 4-1. 教学マネジメントの機能性

##### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

##### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

##### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学における意思決定は、大学の管理運営については本学園の理事会が行い、教学については研究科教授会で審議し、学長が行うこととしている。

学長は「校務をつかさどり所属職員を統督する」と学則第46条第2項に定められており、本学園の理事として理事会に出席するとともに、大学院大学運営会議の議長として、教学上の重要事項の協議に関わり、研究科教授会の議長として研究科を統括している。学長は教学運営の責任者としてリーダーシップを発揮して教職員をまとめる一方、理事会と緊密な連携を取り、大学の業務執行の要となっている。

##### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

研究科教授会は、教育課程、学生の入学、成績評価及び学位授与、学生の指導及び褒賞、教育研究、教員の選考、自己点検・評価、ファカルティ・ディベロップメント等、教学に関する重要事項を審議すると定められており、原則として月1回開催されている。学長は教授会の意見を聞き、教学に係る最終的な決定を行う。

研究科教授会の下には、入試委員会、教務委員会、研究倫理委員会、学生生活委員会、FD/SD委員会、広報委員会、図書委員会、自己点検・評価委員会、研究委員会、ハラスメント委員会、将来計画委員会、情報委員会等が置かれており、入試委員会と将来計画委員会の委員長は学長が兼務している。これらの委員会は学長のリーダーシップの下、諮問のあった種々の問題を調査・討議・検討し、教授会に報告する。研究科教授会はこれを審議し、学長が決定している。各委員会が収集した学生の意見は、学長のリーダーシップのもとに迅速に改善に取り組む体制を構築している。このように、教学運営が本学の使命・目的に沿って適切に行われるよう、学長が全体を統括する体制となっている。

副学長は現在空席であり、学長の職務の補佐及び業務執行面での支援は研究科長が行なっている。

##### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学院大学運営会議は、教学に関する重要事項について教学部門と本学園理事会とが意見交換し、検討する場として設置されたもので、学長の大学運営面での支援体制

の一つとなっている。さらに、2015年にIRを担当する学長直轄のワーキンググループが設置され、大学内の諸問題の分析に必要な種々のデータの収集及び管理を担当している。教学運営の実務面での支援は事務部が行っており、教務、学生、入試・広報、図書、経理、総務と職務分掌に応じて支援を行うとともに、事務職員が各委員会に正規の委員として参加し、教職協働で教学運営にあたっている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教学運営を適切に進めるため、大学院大学運営会議、研究科教授会及び各委員会は原則として毎月1回開催され、教学に係る諸問題を審議して学長が決定する体制が整えられている。また、将来計画委員会およびIRによる情報の分析に基づき、広報委員会や学生生活委員会等が、学生募集および教学マネジメント、卒後支援の具体的な対策を検討し、学長のリーダーシップが適切に発揮できるよう組織的に取り組んで行く。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は1研究科1専攻の修士課程のみの大学院大学で、大学院設置基準に定める必要教員数（保健衛生学関係）は、研究指導教員6人及び研究指導補助教員6人の計12人である。2011年の開学時には研究指導教員として教授12人、准教授2人、研究指導補助教員として准教授1人の計15人が認められ、その後学年進行終了後の2013年4月の研究科教授会における審査により、講師以上を全員研究指導教員、助教を研究指導補助教員相当として認定することが承認された。

2020年5月1日現在の教員数は、研究指導教員及び研究指導補助教員の計19人であり、研究指導教員は全員が博士の学位を有している。なお、女性教員の比率は31.6%である。

本学が教育目的とする医療安全管理学や医療経営管理学は学際領域の学問であるため、医学・看護学・薬学・工学・人間科学・経営学など多様な分野の専任教員を配置している。専任教員は教育課程に定められた授業科目を担当するとともに、学生の修士学位論文指導にあたり、特別演習と課題研究を担当している。

本学における教員の採用及び昇任については、「教員等選考基準」及び「教員等の任用及び昇任手続に関する規程」に基づいて進められる。教員の任用及び昇任においては、専任教員3人からなる審査委員会が組織され、候補者を選考して研究科教授会に報告する。なお、研究科教授会での投票は教授のみで行われる。

以上のように、本学は多職種の連携に基づく医療安全管理学を教育・研究する機関であり、教育目的及び教育課程に合致した教員を配置している。また、教員の任用、昇任、評価、研修等についても、規程に則り適切に行っている。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の職能開発等に関しては、FD/SD 委員会が学長・研究科長と連携し、教員の教育指導・研究指導等の能力向上を目的としたFD/SD研修を企画・運営している。各研修終了後にはアンケートを実施・集計のうえ、FD/SD委員会及び研究科教授会に報告し、次年度の企画・運営に向けた改善を図っている。

また、学修指導等の改善・向上については、FD/SD委員会においてカリキュラム・アンケートを実施し、集計結果を各科目担当者及び学生にフィードバックするほか、教職員間で共有し、科目毎の授業改善報告書を学生ロビー掲示板及び本学ホームページに公開している。

以上のように、本学ではFD活動及び教育内容・方法等の改善に向けた取組みを組織的に行っている。

#### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学で現在実施している教職員研修は28ページのとおりであるが、FD/SD研修として実施している「アクティブ・ラーニング事例紹介」及び「研究指導法事例紹介」は、特にFD活動としての重要度が高く、教職員間の情報共有や教育手法に関する刺激を受ける重要な機会である。そのため、活発な意見交換や教育向上に向けた議論が活発化するよう、随時運営方法の見直しを行い、工夫していく予定である。

### 4-3. 職員の研修

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目4-3 を満たしている。」

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、開学当初よりFD(Faculty Development)委員会が教員の教育資質向上のためにFD研修を行ってきたが、教職員全体の資質・能力向上を図るため、2016年度に「滋慶医療科学大学院大学FD/SD(Staff Development)委員会規程」を整備し、FD委員会を改組してFD/SD委員会を設置した。FD/SD委員会では、コンプライアンスに関する研修やFD活動に関する研修等を企画・運営しており、教職員の出席を義務付けている。その他、教職員を対象とした研修として、ハラスメント委員会が実施する「ハラスメント研修」等があり、これらも教職員の出席を義務付け、素養向上に努め

ている。

事務職員のみを対象とした研修は、事務職員が少数であるため、本学園が主催する新入職者研修や広報研修等への参加が主となっている。

また、文部科学省や日本私立大学協会、独立行政法人日本学生支援機構、公益財団法人日本高等教育評価機構等が主催する研修等に教職員を積極的に派遣しており、大学運営に関わる法制度等への理解を深めるとともに、業務遂行能力の向上に努めている。図書館運営については、特定非営利活動法人日本医学図書館協会等の研修に司書が参加し、図書館のより良い運営に努めている。研修参加者は研修の内容を文書で報告することとなっており、重要な内容については研究科教授会等の会議において情報を共有している。

職員の評価については、「学校法人大阪滋慶学園事務職員人事考課規則」に基づいて年1回行われ、上長面談を通して職員の資質に応じた配置と業務分担を行っている。

#### 【2020年度 教職員研修】

日 程	テ ー マ
4月1日(水)	Zoomによる遠隔合同授業導入の研修
6月27日(土)	論文執筆に関わる文献の取扱い・著作権について
7月8日(水)	研究不正の防止に関する研修
9月9日(水)	個人情報の取扱いに関する研修
10月3日(土)	ハラスメント研修
10月14日(水)	アクティブ・ラーニング事例紹介
11月11日(水)	研究指導法事例紹介
12月9日(水)	障害者支援に関する研修
1月13日(水)	AED講習会

#### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在、本学では1ヶ月に1回程度、教職員研修を実施しており、教職員間の情報共有やFD/SDに関する刺激を受ける重要な機会である。そのため、活発な意見交換や教育向上に向けた議論が活発化するよう、随時運営方法の見直しを行い、工夫していく予定である。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

###### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では全教員が個人の研究室をもち、研究活動を行っている。学生の研究活動に対しては、情報処理室、一般実験・実習室、心理学実験室などの実習室を整備している。

図書館では、専門図書や学術雑誌等を収集するとともに、「医中誌 Web」「JDreamIII」「MEDLINE」「ERIC」など学術データベース、電子ジャーナル等の充実を図り、最新の学術情報の体系的な収集・蓄積により、学術情報基盤を整備している。

ICT 環境については、情報委員会が中心となり、学内の情報システムの構築と環境整備に努めており、学内無線 LAN 接続環境についてネットワークシステムの検証を行い、情報セキュリティを強化し、かつ利便性の高い学内ネットワークの整備を推進している。

さらに研究倫理委員会は、学内委員による研究実施計画書の事前審査部会を設置し、研究内容や倫理面から審査して、学生に適切なアドバイスを行うことで、研究実施計画書の作成を支援し、結果として研究実施計画書の質の向上につなげている。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理については、研究倫理規程と研究倫理委員会規程を改めて整備し、研究データの保存、開示等に関する細則を定めるとともに、「滋慶医療科学大学院大学における研究者および研究支援者の行動規範」をはじめとする研究活動に関連する各種規程を本学ホームページにも掲載している。教職員・学生ともに研究倫理に関する研修の受講を義務付けており、独立行政法人日本学術振興会が主管する「研究倫理 e-ラーニング」を1年生の夏前に修了することとしている。教職員に対しては、研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止も含めたコンプライアンス研修が毎年実施されている。

また、研究委員会では、学外機関（企業、病院等）との間で共同研究契約、及び秘密保持契約の締結に向けた検討を行った。また、学外機関との共同研究に関わる規程、及び知的財産ポリシーと知的財産に関わる規程を整備した。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動に対する資源配分として、教員は年間定額の個人研究費の使用が可能であり、その他の公的研究費や外部資金の獲得に向けた支援体制も整備している。学生の修士学位論文研究に対しても、必要と認められた経費について大学から支援が行われている。

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

高度の専門的知識を深耕して社会発展に貢献する研究を進展させるためには資金が必要であり、そのためには外部資金、特に公的資金を積極的に獲得する必要がある。今日、複雑化多極化し急速に進展する社会の中で、研究は多分野多領域の研究者による共同研究が求められている。本学は多様な分野の研究者から構成されているので、本学の特性を活かして本学教員が研究チームを形成して科学研究費の獲得に積極的に



取り組むように支援体制を構築し、さらに科学研究費獲得に関する研修を充実させることが求められる。

## 基準5. 経営・管理と財務

### (1) 自己判定

「基準5を満たしている。」

### (2) 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の経営と運営は、学則等の本学の諸規程、並びに寄附行為等の本学園の諸規程に基づき行われている。本学園の運営方針は理事会と評議員会で審議されており、理事会は年3回の定例理事会（予算承認理事会、決算承認理事会、秋季開催理事会）の他、必要に応じて臨時理事会が開催される。評議員会は理事会に先立ち同日開催されている。理事会及び評議員会の理事、評議員の出席状況は毎回80%以上であり、良好である。

監事は本学園及び本学の業務及び会計に関して監査を行い、その結果を理事会及び評議員会で報告している。理事会・評議員会への監事の出席状況は、100%となっている。

監事は、学園が設置する学校へ出向いてヒアリングを行い、学校の状況を把握し適時アドバイス等を行っている。財務・会計においては財務担当者にヒアリング及び証憑等の閲覧・確認を行い、最終的に決算の内容について説明を求めて法人財務の状況を把握している。決算承認理事会・評議員会においては1年間における監事監査の報告を行い、学園の業務・財産の状況について意見を述べている。

教学部門と本学園理事会が意見交換する場として、大学院大学運営会議が設置されている。この会議では学長が議長となり、常務理事、研究科長、図書館長、学長の指名した教員1人、及び事務部長が出席し、本学園と本学との意思疎通と連携を可能にしている。この会議においては本学の各委員会等の活動内容が報告され、教職員の提案等を直接理事会に伝えられる仕組みとなっている。

本学園の財務状況においては、過去5年間（2015年度～2019年度）について、2018年度は岡山県美作市において新設校2校が開校したことによる支出があったため経常収支差額がマイナスとなった。2019年度は学校法人新歯会東洋医療学園と合併して合併差額によりプラスに転じた。

財務基盤の維持・確立のためには5ヶ年の中期計画に基づいた財政計画、予算が重要であり、これを理事会、学園財務部門、各校運営責任者が情報共有して目標達成に向けて実現していく。そのために3ヵ月ごとの予算実績の把握、予算実行の修正、半年ごとの修正予算の作成を行う。また、毎年、単年度の事業計画を作成して中期計画もそれに伴い若干の修正を行っている。

また、学生生徒納付金以外の収入獲得については外部資金の獲得に力を入れている。

外部資金については、科学研究費補助金（科研費）、厚生労働行政推進調査事業費補助金などを獲得し、学内の研究活動に活用されている。

会計処理は学校法人会計基準、及び本学園の経理関係規則に基づき適正に行われている。会計監査は、監事による会計監査、会計監査人（公認会計士）による監査の他、内部監査室による会計処理やコンプライアンスなどの内部監査が行われている。監事、会計監査人及び内部監査人の情報共有の場も設け、監査の有効性、効率性を図っている。

2020年度理事会及び評議員会は、新型コロナウイルス感染症予防対策により開催が遅れ、決算承認理事会を2020年7月13日に実施した。その後は8月24日（理事会の

み開催)、11月30日、2021年3月 日に実施した。8月24日以外はZoomによるリモート形式で開催した。監事監査は2020年7月2日、内部監査は2020年3月18日、19日、26日、31日に実施した。会計監査は2019年7月～2020年6月を対象として実施した。

(3) 改善・向上方策（将来計画）

次年度は、学部の新設が予定されている。経営の安定がさらに求められる。今後は中長期計画（5ヶ年）に基づいて予算配分を考え、既存校の学生生徒納付金収入の確保ができれば継続的にプラスに転じ、安定した財務基盤が確立される。また、各種の監査で指摘された事項は速やかに事務業務の改善につなげており、研究科教授会等で本学の教職員にも報告を行い、大学全体の業務改善を図っていく。

## 基準6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、教育・研究水準の維持向上を通じて、本学の目的と社会的使命を達成するために、開学（2011年）時に「自己点検・評価委員会規定」を制定し、自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価活動を開始した。自己点検・評価委員会規定に基づき、本学の使命・目的に即した組織的な自己点検・評価を行っている。

授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究としてのFD活動を実施するとともに、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるためのSD研修などの取り組みを行っている。

さらに、2017年には、本学が行う自己点検・評価および内部質保証に関する評価を行うにあたり、大学関係者評価委員会を設置している。大学関係者評価委員会は学外の有識者で構成され、大学レベルの外部評価として位置づけられる。

大学院大学運営会議は、大学教学部門より学長、研究科長、図書館長、および学長の指名する教員1名、大学事務部門より事務部長、学校法人理事会より常務理事、計6名で組織され、総合的な教育研究の連携協議機関である。法人と教学の共通認識の下、教育目的が有効性をもって機能する仕組みが整備されている。そのため、自己点検に加え、財務の観点から、内部質保証の実効性を高めることに寄与している。

##### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会が中心となって内部の質保証の活動に積極的に取り組んでいくとともに、実施体制の整備・強化を図る。さらに、今後、学内の各委員会が主体的に点検・評価及び教育水準の向上に関わる体制の構築を図る。

### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

#### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

##### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目6-2 を満たしている。」

##### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、滋慶医療科学大学院大学 IR推進室規程に基づき IR推進室を設置し、IR組織および運営体制の構築を図っている。IR推進室は、自己点検・評価の根拠となっている、教育・研究及び学生支援等に関する諸データの収集とその統合的分析を行い、

学内の各部署・委員会に対して情報提供を行う。

大学ホームページには、毎年、「自己点検評価書」を掲載し、学外に公表している。自己点検・評価にあわせて、公益財団法人日本高等教育評価機構による「平成 28 年度大学機関別認証評価」についても大学ホームページ上に掲載している。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、学内の各委員会、事務局より主体的に点検・評価に関わる体制構築をめざす。また、「自己点検評価報告書（データ編）」を発刊することで、学内データの収集と分析を IR 推進室と協働して行い、学生に対するきめ細やかな教育指導・支援を着実に実行し、教育研究活動の改善を図ることをめざす。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、教育研究に関わる恒常的な取組は大学院運営会議において、管理運営について検討を行っている。本会議は毎月開催しており、検討結果は教授会で周知徹底されている。教育研究に関する事項は、教務委員会をはじめとする各種委員会、教授会、将来計画検討委員会において計画、実施、検証、改善を行うことによって、学内共有を図っている。

さらに、本学では、全学的な自己点検・評価の結果について「自己点検・評価委員会」が審議し、学長への答申、教授会、大学関係者評価委員会に評価結果を報告している。

本学における、自己点検・評価の結果に活用に関する PDCA サイクルは、大学関係者評価委員会の「自己点検評価書」等の審議結果に基づき、自己点検・評価委員会が審議し、計画している。計画は、各担当委員会、事務局が改善に結びつけている。

また、大学機関別認証評価の結果や、毎年実施しているカリキュラム・アンケートや学生生活委員会が実施する学生生活満足度調査等の結果についても、教職員、担当委員会に報告され、本学の改善及び向上に結び付けている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

多様化する教育研究における諸問題については、教務委員会を始めとする各種委員会、将来計画委員会等において恒常的に検証し、教授会、大学院大学運営委員会において審議することを継続して行う。

自己点検・評価の有効性に関する改善・向上について、引き続き「自己点検・評価委員会」における自己点検・評価結果の分析と学内各委員会および事務局における改善検討の仕組みを活用し、自己点検評価等の結果を本学の教育研究活動及び大学運営

の改善、向上に努めていく。

さらに中長期計画などにおいては、数値目標等を設定し、誰が、いつまでに行うかなどのチェック機能体制を確立し、より有効性のある PDCA サイクルの仕組みの確立をめざす。

#### IV. 特記事項

##### 社会貢献

###### 【概要】

本学は、医療安全管理学の修士課程を有するわが国で初・唯一の大学院大学であり、医療安全の実践的リーダーとなる人材の育成が本学の使命である。一方、1 学年 24 人の修士課程教育だけでこの重要課題を解決することは困難であるため、現場の医療職者等と連携し、それらの人々への情報発信や研究の場の提供なども並行して活動してきた。

その一環として、2014 年に「医療安全実践教育研究会」を設立し、年 1 回の学術集会や緊急セミナーを開催するとともに、医療機関における医療安全教育の実態調査を行い、その結果を公表してきた。これらの活動は、患者・利用者の安全・安心という医療安全の最大の目的達成に合致するものであり、本学の使命・目的そのものであると考えられる。また、医薬品製造における安全管理に関わる質向上を目的として、2015 年に「医薬品等製造実践教育研究会」を、医療機器の製造から使用までの安全管理の質向上を目的とした「医療機器安全管理研究会」を 2018 年にそれぞれ立上げ、業界の人材育成に寄与している。

さらに、わが国で最初に設立された医療安全関連の学会である一般社団法人医療の質・安全学会において、教員や修了生等が多くの研究発表を行って学会活動に貢献している。

###### 【2020 年度の取組み】

本学では、各種団体・組織との連携事業を通じて、医療機関、企業・団体、地域、経営者のレベルアップを目的としたネットワーク化を進めており、地域の振興・推進に協力すべく、本学の研究・教育の取り組みを社会へ貢献・還元するための事業を展開している。

##### 1) 連携協力協定締結

連携協力協定締結機関	社会医療法人 祐生会 みどりヶ丘病院	(2017 年 10 月 13 日締結)
	医療法人社団 慶生会	(2017 年 10 月 16 日締結)
	株式会社 ユー・ユー・ユー	(2017 年 9 月 1 日締結)

##### 2) 人材育成・教育研究事業

医療・福祉マネジメントセミナー	
会場	滋慶医療科学大学院大学 視聴覚大講義室・Zoom を用いたオンライン開催
日時・内容	<p>【第 1 回】 2020 年 9 月 27 日 (日) 14:00~16:00                      テーマ：医療・介護施設における人材育成と人材活用                      講師：太城 力良 (学校法人 兵庫医科大学 理事長)</p> <p>【第 2 回】 2020 年 10 月 18 日 (日) 14:00~16:00                      テーマ：優しさを伝えるケア技術：ユマニチュード</p>

滋慶医療科学大学院大学

	<p>講師：本田 美和子（国立病院機構東京センター 総合内科医長）</p> <p>【第3回】 2020年11月15日（日）14:00～16:00          テーマ：新型コロナウイルス（COVID-19）と医療改革の道筋          講師：林 良造（東京大学公共政策大学院 客員教授）</p> <p>【第4回】 2020年12月13日（日）14:00～16:00          テーマ：社会福祉と社会化ビジネス          講師：木下 隆志（兵庫県立大学大学院 経営研究科 教授）</p> <p>【第5回】 2021年1月30日（土）14:00～16:00          テーマ：COVID-19による自粛生活で考えたこと          講師：井部 俊子（長野保健医療大学 教授）</p> <p>【第6回】 2021年2月28日（日）14:00～16:00          テーマ：学びほぐしのすすめ          講師：勝原 裕美子（オフィス KATSUHARA 代表）</p>
--	--

医療安全実践教育研究会 第8回学術集会	
会場	滋慶医療科学大学院大学（Zoomによるオンライン開催）
日時・内容	<p>2020年10月18日（日）10:00～16:50</p> <p>テーマ：医薬品安全管理と多職種連携 ～急性期から在宅まで～</p> <p>大会長講演：医薬品の特徴とリスク ～医療安全を支える医薬品安全～          大石 雅子（滋慶医療科学大学院大学 教授）</p> <p>特別講演：医療安全と臨床倫理—今後の医療のあり方など—          講師：有賀 徹（労働者健康安全機構 理事長）</p> <p>一般演題発表</p> <p>(1) 内服関連業務におけるエラーの生起と回避に関するシステム分析          演者：橋本 世子典（大阪府済生会大阪整肢学院）</p> <p>(2) 特定機能病院における高齢者誤嚥性肺炎に影響を及ぼす薬物療法の現状調査          演者：渡邊 梓（大阪大学医学部附属病院 薬剤部）</p> <p>基調講演：多職種チーム医療における情報共有と医薬品の安全使用          講師：奥田 真弘（大阪大学医学部附属病院 薬剤部長・教授）</p> <p>シンポジウム：医薬品の安全使用と多職種連携</p> <p>(1) PMDAにおける医薬品の市販後安全対策          シンポジスト：田島 康則（医薬品医療機器総合機構 安全性情報・企画管理部 リスクコミュニケーション推進課長／医療安全情報室長）</p> <p>(2) チームで防ぐ Medikation エラー—専門性の相互理解と共有—          シンポジスト：荒井 有美（北里大学病院 医療の質・安全推進室 副室長）</p> <p>(3) 回復期から在宅における医薬品安全に関する情報共有—薬剤師の視点から—          シンポジスト：曾和 鮎美（伊丹恒生脳神経外科病院 薬剤部 部長／</p>



滋慶医療科学大学院大学

	<p style="text-align: center;">医療安全管理室長)</p> <p>(4) 医薬品管理という視点で見た多職種連携—地域とともに育ち合う地域医療連携室 を目指して— シンポジスト：塚本 知恵子 (伊丹恒生脳神経外科病院 地域医療連携 室 室長)</p>
--	---

医療安全 特別セミナー	
会場	滋慶医療科学大学院大学 (Zoomによるオンライン開催)
日時・内容	<p>2020年12月6日(日) 13:00～17:00</p> <p>テーマ：医療事故調査制度5年間を振り返って</p> <p>学長講演：医療事故調査制度5年間を振り返って 木内 淳子 (滋慶医療科学大学院大学 学長・教授)</p> <p>基調講演：航空機事故・労災事故にみる事故調査、責任追及、再発防止の考え方 講師：櫻井 龍子 (元最高裁判所判事)</p> <p>特別講演：医療事故の調査と捜査 講師：後藤 貞人 (後藤貞人法律事務所 弁護士)</p> <p>パネル討論：テーマ「医療事故調査制度と医療における予期せぬ死亡」</p> <p>(1) 予期せぬ死亡において医療起因性の判断に苦慮した事例 パネリスト：水本 一弘 (和歌山県立医科大学附属病院 医療安全推進 部長・病院教授)</p> <p>(2) 医療事故調査制度と医療における予期せぬ死亡—医療事故該当性判断に及ぼす 様々なバイアス— パネリスト：辰巳 陽一 (近畿大学病院 安全管理部 教授/ 近畿大学医学部 血液・膠原病内科 教授)</p> <p>(3) 医療事故調査制度への対応と課題 パネリスト：宮崎 浩彰 (関西医科大学 医療安全管理センター 理事長特命教授)</p> <p>(4) 医療事故調査制度：限界と課題と未来 パネリスト：山口(中上)悦子 (大阪市立大学医学部附属病院 医療の 質・安全管理部 部長・病院教授)</p>